

大阪府障がい者介護給付費等不服審査会の運営について

資料 2

■ 障がい者介護給付費等不服審査会の概要

【設置】平成 18 年 4 月 1 日

- 『根拠』・総合支援法第 98 条第 1 項
・不服審査会条例第 2 条第 1 項
・児童福祉法 第 56 条の 5 の 5 第 2 項

【組織】定数は、30 人以内とする。(※現在 20 人)

- 『根拠』・総合支援法第 98 条第 2 項
・総合支援法施行令第 46 条
・不服審査会条例第 3 条第 1 項
・児童福祉法第 56 条の 5 の 5 第 2 項
・児童福祉法施行令第 44 条の 3

【委員】委員は、人格が高潔であって、介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分〔障がい児通所給付費又は特例障がい児通所給付費に係る処分〕の審理に関し公正かつ中立な判断をすることができる、かつ、障がい者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

- 『根拠』・総合支援法第 98 条第 3 項
・児童福祉法第 56 条の 5 の 5 第 2 項

【任期】3 年（再任されることができる。）

- 『根拠』・総合支援法第 99 条
・児童福祉法第 56 条の 5 の 5 第 2 項

【所掌事務】・市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等（以下「障がい者介護給付費等」という。）に係る処分^{*1}に対する審査請求の事件を審査する。
・市町村の障がい児通所給付費又は特例障がい児通所給付費（以下「障がい児通所給付費等」という。）に係る処分^{*2}に対する審査請求の事件を審査する。

※1 障がい者又は障がい児の保護者から支給を申請された障がい福祉サービス又は地域相談支援の利用について障がい者介護給付費等の支給の要否等を決定するもの。

※2 障がい児の保護者から支給申請された障がい児通所支援の利用について、障がい児通所給付費等の支給の要否等を決定するもの。

- 『根拠』・総合支援法第 98 条第 1 項
・不服審査会条例第 2 条第 1 項
・児童福祉法第 56 条の 5 の 5 第 2 項

【会議】会長が招集する。

- 『根拠』・総合支援法施行令第 47 条第 1 項
・児童福祉法施行令第 44 条の 4 第 1 項

■ 合議体の概要

【設置】平成 18 年 4 月 1 日

- 『根拠』・総合支援法施行令第 48 条第 1 項
・児童福祉法施行令 第 44 条の 5 第 1 項

【組織】・定数は、5 人とする。

- ・委員のうちから不服審査会が指名する者をもって合議体を構成する。
・4 合議体を組織し、それぞれ、第 1 合議体から第 4 合議体と称する。

- 『根拠』・総合支援法施行令第 48 条第 3 項
・不服審査会条例第 3 条第 2 項
・児童福祉法施行令第 44 条の 5 第 3 項
・不服審査会運営規程第 2 条第 1 項

【委員】各合議体の委員の構成は、不服審査会において定める。

- 『根拠』・不服審査会運営規程第 2 条第 2 項

【所掌事務】・審査請求の事件を取り扱う。

- ・不服審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって不服審査会の議決とする。

- 『根拠』・総合支援法施行令第 48 条第 1 項・同条第 6 項

■ 最近の開催状況（R4年5月現在）

【障がい者介護給付費等不服審査会】

○ 令和元年度不服審査会（R1.5.29）

- (1) 審議事項
 - ・合議体の構成について
 - ・任期途中の委員改選時における合議体の構成について
 - ・合議体の長の選出について
- (2) 報告事項
 - ・大阪府障がい者介護給付費等不服審査会及び審査請求の状況について

【合議体】

年度	開催日	合議体	付議件数	審査請求の内容	裁決
H28	H28.8.9	第1合議体	1件	・支給決定（同行援護）	棄却
	H28.11.21	第4合議体	1件	・支給決定（就労継続支援A型）	棄却
H29	H29.6.7	第4合議体	1件	・支給決定（重度訪問介護）	棄却
	H30.2.22	第1合議体	3件	・支給決定（同行援護）	棄却
	H30.3.22	第4合議体	4件	・支給決定（介護保険との併給、重度訪問介護、自立訓練（生活訓練）2件）	棄却
H30	H31.2.28	第1合議体	1件	・支給決定（同行援護）	棄却
	H31.3.27	第4合議体	1件	・障がい支援区分認定	棄却
R1	R1.6.13	第1合議体	2件	・支給決定（同行援護） ・障がい支援区分認定	棄却
	R2.3.5	第1合議体	1件	・支給決定（家事援助）及び障がい支援区分	認容
R2	R2.7.30	第1合議体	2件	・支給決定（同行援護） ・障がい支援区分認定	棄却
	R3.3.5	第2合議体	2件	・支給決定（重度訪問介護） ・障がい支援区分認定	棄却
R3	R3.9.6	第1合議体	1件	・支給決定（同行援護）及び利用者負担上限月額	棄却
	R3.12.13	第3合議体 <small>※うち1件児童</small>	3件	・支給決定（自立訓練（生活訓練）、児童発達支援） ・障がい支援区分認定	棄却
	R4.3.11	第2合議体	4件	・支給決定（居宅介護（通院等介助）） ・障がい支援区分認定	棄却

【審査会への付議を行わず裁決を行った案件】

以下の案件については、法令において要件が定められており、当該要件の適合性が客観的に判断される処分に係る事案」に該当すると判断し、本不服審査会に審査を求めずに裁決を行った。

- ・令和元年度（1件）：棄却（内容）利用者負担上限月額
- ・令和2年度（1件）：棄却（内容）支給決定（就労継続支援A型）
- ・令和3年度（2件）：棄却（内容）利用者負担上限月額

«根拠»・不服審査会条例第3条第2項

- ・厚生労働省「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」

（参考）介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 最終改正 令和4年4月（抜粋）

7 不服審査（1）付議する事案

※ 付議を要しないものとする事案の参考例

- ・審査請求が不適法であり、却下するとき。
- ・審査請求の内容が利用者負担に関するものであるとき。
- ・その他都道府県知事が障害保健福祉に係る専門的な審査を要しないと認めるとき。

■ 現在の審査請求状況

- ・支給決定処分に対する審査請求：3件（うち1件児童）
- ・利用者負担上限月額に関する処分に対する審査請求：1件